

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で、必要な対策を明らかにするため、本町の強靱化の現状と課題を評価すること（健康診断）は重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

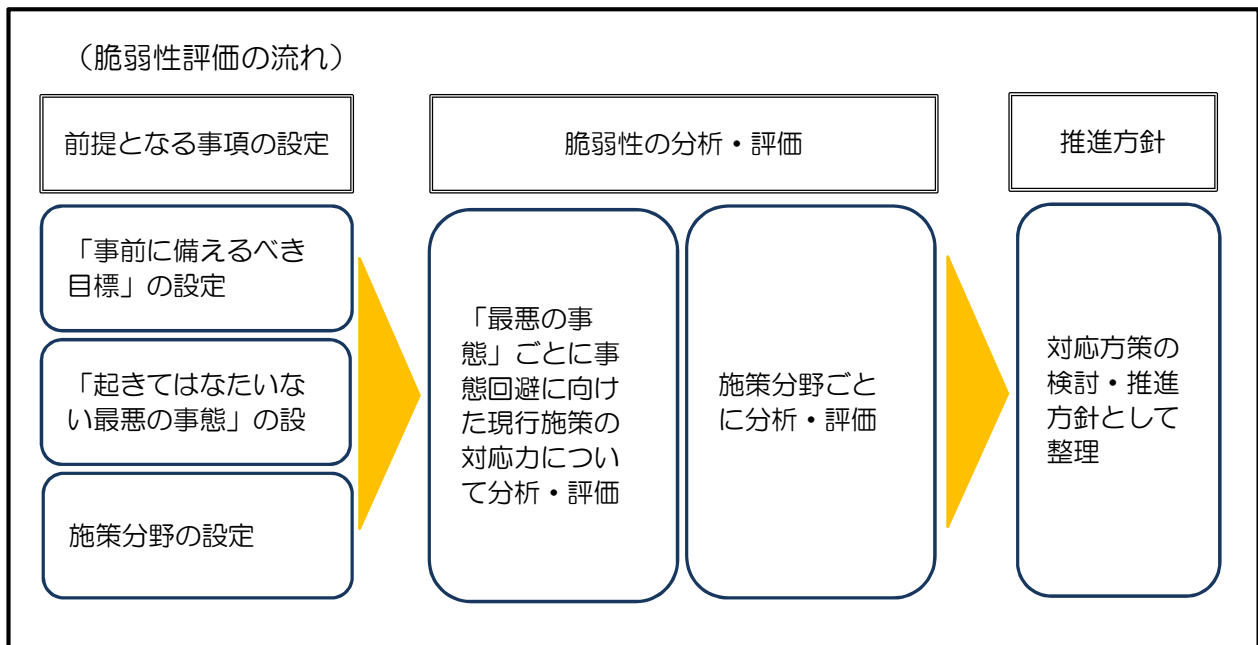
2 脆弱性評価の手順

最悪の事態ごとの脆弱性評価

- 想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

施策分野ごとの脆弱性評価

- その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。



(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、32の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標（８）		起きてはならない最悪の事態（３２）	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れで多数の死傷者の発生
2	【救命・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。 （それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能保全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動の低下
		5-2	物流機能等の大幅な低下
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道）の長期間にわたる機能停止
		6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態。
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画、鹿児島県の地域計画を踏まえ、効果的な取組を推進するため、8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

(個別施策分野)

- | | |
|-------------|--------------------|
| ① 行政／警察・消防等 | ② 住宅・都市 |
| ③ 保健医療・福祉 | ④ 産業（IT・情報通信・産業構造） |
| ⑤ 交通物流 | ⑥ 農林水産 |
| ⑦ 環境 | ⑧ 国土保全／土地利用 |

(横断的分野)

- | | |
|--------------------|---------|
| ① リスクコミュニケーション | ② 老朽化対策 |
| ③ 離島（加計呂麻島・請島・与路島） | |

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、別紙1（P29～P48）のとおりです。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2（P49～P60）のとおりです。

【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁、堤防等）の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備必要

など